

「株主リスト」の添付が必要になります

1 株主リストの添付が必要となる場合

登記事項につき株主総会決議が必要な場合

登記申請の添付書面として

〈従来〉

● 株主総会議事録



〈改正後〉

● 株主総会議事録
+
● 株主リスト

詳細は法務省ホームページへ

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00095.html

株主リストの書式例及び記載例を公開中です。

※1 登記事項につき

- ・株主総会決議を省略する場合(会社法319 I)
 - ・総株主の同意が必要な場合
- にも、株主リストの添付が必要

※2 登記事項につき、種類株主総会決議(決議の

省略、全種類株主の同意)等を要する場合も同様

※3 株式会社のほかに、**特定目的会社、投資法人**も
社員等のリストの提出が必要(その他の法人は不要)

2 株主リストの内容

議決権数上位10名の株主

又は(いずれか少ない方)

議決権割合が2/3に達するまでの株主

● 氏名又は名称

● 住所

● 株式数

● 議決権数

● 議決権割合(株主全員の同意を要する場合は不要)

※4 種類株式発行会社は、種類毎の株式数も記載

※5 総株主(全ての種類株主)の同意を要するときは、
全株主(全種類株主)のリスト

(株主リストの記載例：上位10名の株主を記載する場合)

(株主リストの記載例：3分の2までの株主を記載する場合)

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

① 10名
② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

	氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1	A田 B男	東京都千代田区霞が関1-1	300	300	25.0%
2	C田 D女	東京都千代田区霞が関1-2	200	200	16.7%
3	E田 F男	東京都千代田区霞が関1-3	100	100	8.3%
4	G株式会社	東京都千代田区霞が関1-4	50	50	4.2%
5	H合名会社	東京都千代田区霞が関1-5	30	30	2.5%
6	I田 J女	東京都千代田区霞が関1-6	20	20	1.7%
7	K田 L男	東京都千代田区霞が関1-7	15	15	1.3%
8	M田 N女	東京都千代田区霞が関1-8	10	10	0.8%
9	O田 P男	東京都千代田区霞が関1-9	9	9	0.8%
10	Q田 R女	東京都千代田区霞が関1-10	8	8	0.7%
			合計	742	61.8%
			総議決権数	1200	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に対する株主の有する議決権（当該議案につき議決権を行使できるものに限る。以下同じ。）の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次の①と②の人数のうち少ない方の人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権の数に係る当該割合は、次のとおりであることを証明します。

① 10名

② その有する議決権の数の割合をその割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

氏名又は名称	住所	株式数（株）	議決権数	議決権数の割合
1 A 田 B 男	東京都千代田区霞が関1-1	30	30	30.0%
2 C 田 D 女	東京都千代田区霞が関1-2	25	25	25.0%
3 E 田 F 男	東京都千代田区霞が関1-3	20	20	20.0%
		合計	75	75.0%
		総議決権数	100	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

3 施行日

平成28年10月1日

施行日前に、株主総会が行われた場合であっても、
施行日以降に登記申請するときは、株主リストの添付が必要

「株主リスト」の添付の要否

平成28年10月1日以降の、株式会社・投資法人・特定目的会社の登記申請に当たっては、添付書面として、「株主リスト」が必要になる場合があります(商業登記規則61条2項・3項)。

株主リストの添付が必要となる場合

- 登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合
株主全員（種類株主全員）の株主リスト
- 登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合
議決権数上位10名の株主
議決権割合が2/3に達するまでの株主 } 少ない方の株主の株主リスト

株主リストに記載すべき内容（書式例・記載例を法務省ホームページに公開）

- ① 株主の氏名又は名称
 - ② 住所
 - ③ 株式数（種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数）
 - ④ 議決権数
 - ⑤ 議決権数割合
- 代表者が証明

株主リストの要否・内容についてのフローチャート

